

目次

<a href="#">例会・勉強会の日程について</a>	P. 1
別紙 1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 1
別紙 2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 4
別紙 3 <a href="#">緊急警告 042 号「新型検察庁法改悪案を廃案にせよ」</a>	P. 7
別紙 4 <a href="#">憲法記念日アピール「2020 憲法記念日に想う」</a>	P. 9
別紙 5 後藤富士子弁護士よりのブログ投稿紹介 (3 本)	
<a href="#">「法の支配」と「在野精神」——『私が愛する世界』を読んで</a>	P.10
<a href="#">「社会は存在する」とジョンソン英首相</a>	P.11
<a href="#">「夫婦別姓」と「子の性」——韓国の「父性優先主義」廃止論</a>	P.12
別紙 6 <a href="#">時事川柳</a>	P.12

---

[例会・勉強会の日程について](#)

新型コロナウイルスの感染拡大は、国内においては今年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、6 月 4 日までに累計 17,018 人の感染者、14,771 の退院者、903 人の死亡者が確認されている。

安倍晋三首相は 4 月 7 日、7 都府県を対象に「緊急事態宣言」を発令し、16 日に対象を全国に拡大、5 月には期間延長や対象区域の縮小をした後、5 月 25 日に解除宣言を発表した。

しかしその一週間後、都内では 6 月 1 日 13 人、2 日 34 人の感染者が新たに確認され、再び感染拡大の動きがみられた。この事態に小池東京都知事は 2 日夜、感染再拡大の兆候を知らせる東京都独自の警戒情報「東京アラート」を発動し、テレワークや時差出勤、夜の外出自粛などを都民に呼びかけた。

当会はこれまで、新型コロナウイルスの感染拡大にともなう都の公共施設の休館のため、完全護憲の会の主要な活動の柱である例会・勉強会の中止および延期を余儀なくされてきましたが、当面、公共施設が利用可能であれば例会だけでも開催していく予定です。

なお、勉強会については引き続き今後の推移をみて、できるだけ多くの参加をいただける環境での開催を検討していきたいと考えております。

皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

完全護憲の会 運営委員会

---

<別紙 1> [事務局報告](#)

福田玲三（事務局）

(1) 当会ニュース読者からの来信

\* 当会創立以来の読者・珍道世直氏より「憲法記念日アピール」が寄せられた。<別紙 4>参照

\* 深田哲士氏より著書『平和と存続への唯一の道』を寄贈いただいた。

これは昨年、同氏より寄贈された前著『象徴としての日本国憲法』（2019/1/30、幻冬舎）の副読本として書かれたものである。『象徴としての日本国憲法』は、現憲法が抱える 2 つの矛盾（天皇制と軍隊<自衛隊>）を認識した上で、より進化した視点に立って提示された新憲法草案だった（当会ニュース 64 号に掲載）。今回の副読本はその新憲法草案の解説であり、読み始めたら一気に読了するほど魅力に溢れている。

当会も、第 1 章の天皇条項が、第 14 条の法の下での平等と矛盾していることは認識している。

しかし当会では、その第1条に「この（天皇の）地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」とあることに注目している。つまり「国民の総意」が、天皇条項の変更を求めるなら変更すればよく、どう変更すればいいかも含め、その判断は国民に委ねられているということだ。

ともあれ、この深田氏の副読本には、現憲法に含まれる矛盾と、その解決に向けての方策が明快に示されており、現憲法を深く理解することができた。たいへん参考になる良書である。

深田氏たちが毎週、山陰線倉吉駅前で続けておられる護憲集会在、連続300回に達していることには頭が下がる。この副読本は無料との提示をいただいている。希望者は当会宛に申し込またい。

**\*後藤富士子氏（東京弁護士会）より当会ブログに投稿を3本いただいたので<別紙5>に掲載する。**

[「法の支配」と「在野精神」——『私が愛する世界』を読んで](#) (2020・5・11)

[「社会は存在する」とジョンソン英首相](#) (2020・5・14)

[「夫婦別姓」と「子の性」——韓国の「父性優先主義」廃止論](#) (2020・5・19)

**\*柳澤修氏よりブログ投稿をいただいた。⇒<https://kanzengoken.com/?p=5967>**

「三権分立を破壊する検察庁法改悪を許してはならない」 (2020・5・16)

**\*北海道・小久保和孝氏よりの来信**

ニュースNo.77のp.12に「別紙6」として頁の3分の2を占め時事川柳12詠が出ていた。単に掲載なら10行、3分の1頁ですむ様に思う。

ニュースで川柳にこれだけの頁が取れるなら、会員からの通信・投稿に1頁を恒常的に取ることが出来ないであろうか。掲載の通信・論説・主張・意見の字数を上限400字としておけば4~5人のニュースへの直接参加が可能になる。

実現すればニュースが一層、会員相互に近いものになるであろうと思う。編集部で一考していただければ幸いだ。 (2020・6・05)

**\*藤田高景氏（安倍首相による検察支配を許さない実行委員会代表）より (2020・6・06)**

告発人になっていただいた皆様 いつもお世話になっております皆様  
御礼とお願い

黒川・前東京高検検事長の刑事告発（常習賭博罪）の告発人になっていただき有難うございました。この運動をさらに拡大し、全国の多くの市民の皆さまからの告発人募集を続行し、近日中に追加提出をおこないますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

連日のご奮闘に敬意を表します。

黒川・前東京高検検事長の賭けマージャンは、刑法の賭博罪に問われる犯罪であり、かつ、黒川氏が常習的に行っていた事や、帰宅の際の費用について産経新聞記者から便宜を受けていたことも判明し、検察のナンバー2の職にあった者が、刑法に抵触する行為をくり返し、国家公務員倫理法に抵触する行為を平然と行っていたことは、決して許すことはできません。

しかも、安倍首相は、この問題が自らの致命傷になる事を恐れて、必死になって、この問題の幕引きをはかろうとしております。

今、多くの市民から、安倍首相による幕引きを許さず、黒川氏を賭博罪で告発すべきとの声が高まってきております。

最近、報道された各種報道機関の世論調査でも、安倍内閣の支持率は、第2次政権発足以来、最低の数値を示しております。まさに、国民は怒っているのです。

このような情勢の中、さる5月26日に、参議院議員会館に、多くの市民団体が集まり、「安倍首相による検察支配を許さない実行委員会」を結成し、今後、この会として、安倍首相による検察支配を絶対に阻止するために、様々な運動を組織する事を確認しました。（この会議の事が、5月27日の東京新聞特報面で大きく報道されましたので、添付で送りますのでご一読下さい）

その闘いの第一弾として、6月2日黒川・前東京高検検事長を常習賭博罪で東京地検特捜部に告発（告発状の全文を添付で送りました。是非、ご一読下さい）しました。

学者・文化人・ジャーナリスト・市民の皆さんが協力して、この日までに集約された75名の告発状を東京地検特捜部に提出しました。（この提出行動と記者会見の事が、TBSニュース、共同通信。時事通信、日刊ゲンダイ、東京新聞、読売新聞、朝日新聞など多くのメディアで報道されました。添付で日刊ゲンダイ、東京新聞、読売新聞、朝日新聞の記事をおくりますのでご一読いただければ幸

いです。また TBS ニュースの動画は下記のアドレスをクリックすると見られますのでよろしく願います。 TBS の動画 : [https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs\\_newseye3994152.html](https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye3994152.html)

この日は弁護士会館の前に、この運動を支持し・賛同していただいた、約50名の市民が結集し、東京地検まで、提出のデモ行進を行ない、東京地検には大口弁護士を先頭に、田中宏・一橋大学名誉教授、稲正樹・国際基督教大学元教授ら、代表10名が入場し、東京地検の会議室で、約20分間にわたり、告発状の趣旨を説明しました。

私たちの告発状を受け取った、東京地検の係官は「本日中に特捜部に告発状をまわします」と約束しました。

●今回の問題で重要な事は、国民の意見を無視し、違法な定年延長を強行し、失敗すると、その責任を官僚に押しつけるという、安倍首相の、卑劣なやり口が、赤裸々になったということです。である故に、今回の問題も、黒川前検事長が退職したことで、一件落着では、決してありません。安倍首相が、なんとか逃げ切ろうとしています。絶対に逃げ切りを許さず、問題の根本を徹底的に追及する事が、必要です。安倍首相が、法律をねじ曲げ、定年延長を強行してまで、検察を支配下におさめようとした、このような民主主義を破壊し、三権分立を破壊する暴挙が二度と日本の政治の舞台で繰り返されないようにする事が必要です。私たちが、5月26日に結成した「安倍首相による検察支配を許さない実行委員会」の主要な任務もここにあります。

●このため、当面の活動の重点としては、全国の皆さんに呼び掛け、一人でも多くの皆さんに告発人になっていただく運動を全力で展開します。

●また、今後は、この問題の本質を解明する大きなシンポジウム・集会の開催など、連続的な、追及の取り組みを展開して行きたいと考えております。

★本問題の重要性をご理解いただき、皆様のご協力のもと、告発人拡大にご協力いただきますよう、お願いいたします。なお、6月2日現在での、告発人の主なメンバーは以下の方々です。

- 田中宏・一橋大学名誉教授
- 植野妙実子・中央大学名誉教授
- 高嶋伸欣・琉球大学名誉教授
- 上原公子・元国立市長
- 高野孟・ジャーナリスト
- 瀬戸厚・明治大学特任教授
- 平野貞夫・元参議院議員
- 清水雅彦・日本体育大学教授
- 植草一秀・経済評論家
- 稲正樹・国際基督教大学元教授
- 根森健・東亜大学教授
- 前田朗・東京造形大学教授
- 飯島滋明・名古屋学院大学教授 (憲法学・平和学)

具体的なお願いは、以下の通りです。

1. 皆さん、告発人になって下さい。

★告発人となるためには、委任状（添付を見て下さい）に氏名・郵便番号・住所を、お書き添えて、印鑑（認め印）を2カ所に推して下さい。委任状の任の字の上と、氏名の右横です。

★必要事項と印鑑を押した委任状を、大至急、下記に郵送して下さい。

〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野 4-3-12-301 藤田宛

★委任状の書き方についての、お問い合わせは、携帯（090-8808-5000）藤田 まで、ご連絡下さい。

★なお、第二次提出が迫っておりますので、告発人になっていただく方は、大至急、携帯（090-8808-5000）藤田まで、ご連絡下さい。

2. 賛同金・カンパのお願い

今回の、告発運動では、弁護士費用・その他費用として、かなりの費用がかかりますので、告発人の方からは賛同金、一般の方からは、カンパを広く、呼び掛けております。御協力いただきますよう、お願いいたします。賛同金・カンパとも、一口1000円からです。なるべく、複数口、ご協力いただければ幸いです。

振り込み先：郵便振替口座 口座名：検察行政研究会 口座番号：00190-7-392918

以上、よろしくお願いいたします。

\*森正孝氏（映画『侵略』シリーズ制作者）より情報まとめ（2020・4・26～6・08）

《デモ・リサラジオ放送!!》

○コロナ問題第4弾!!

「大問題!!安倍政権のコロナ政策」

<https://youtu.be/4RjFuhCPg>

○コロナ問題第5弾!!

韓国人が語る!!

「コロナ対策・韓国の現在～日本との違いは何か～」

<https://youtu.be/bSmAT6QyEIU>

○コロナ問題第 6 弾!!  
大阪の現役教師が語る!!  
「コロナ禍の吉村大阪府の教育の現実」  
<https://youtu.be/nPZ7xHfHpm8>

○コロナ問題第 7 弾!!  
私たちは人間だ!動物ではない!!」《前編》  
コロナ禍の外国人労働者たちの今!  
<https://youtu.be/aUhAVpyJb4g>

○コロナ問題第 8 弾!!  
「私たちは人間だ!動物ではない!!」《後編》  
コロナ禍の外国人労働者たちの今!  
<https://youtu.be/f3wngOi6vc>

○「どうなる!?大阪吉村知事の真の狙い《前編》」 <https://youtu.be/mAx3Qergk4>  
※訂正が二か所あります。  
①4:46「城間に乗って」を「尻馬に乗って」に訂正。  
②22:02～パーソナリティ森の話し部分が、ゲスト志水さんのキャラクターが話しているようになっている部分を訂正。大変失礼しました。

※ご友人・知人への拡散・転送をお願いいたします。チャンネル登録もよろしくお願ひします!!

## (2) 安倍晋三首相が責任を自認

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言下で、新聞記者らと賭けマージャンをしていた黒川弘務・東京高検検事長が 5 月 22 日、辞職した。

安倍首相は 22 日の衆院厚生労働委員会で「法務省、検察庁の人事案を最終的に内閣で認めた責任は私にある。批判は真摯に受け止めたい」と述べた。

## (3) 緊急警告第 042 号「検察庁法改悪案を廃案にせよ」を発信 [＜別紙 3＞参照](#)

この緊急警告 042 号「検察庁法改悪案を廃案にせよ」は、柳澤修氏のブログ投稿を基に、当会編集委員が校閲編集して成文化した。

## (4) 時事川柳 [＜別紙 6＞参照](#)

狂歌を含め新たに 10 件の投稿が寄せられた。ログイン登録などは必要なく、誰でも投稿できるので気軽にご参加下さい。投稿ページ：<https://senryu.kanzengoken.com/>

(5) 当会への入会者が 1 名増え、会員は 72 名となった。

(6) 「集会の案内」 今回は休載させていただきます。

## (7) 当面の日程について (会場確保済)

第 76 回例会・勉強会	6 月 28 日 (日)	13:30~16:30	新橋ばるーん 205 室
第 77 回運営委員会	7 月 1 日 (水)	13:00~	三田いきいきプラザ
第 77 回例会・勉強会	7 月 26 日 (日)	13:30~16:30	新橋ばるーん 303 室
第 78 回運営委員会	7 月 29 日 (水)	13:00~	三田いきいきプラザ
第 78 回例会・勉強会	8 月 23 日 (日)	13:30~16:30	三田いきいきプラザ
第 79 回運営委員会	8 月 26 日 (水)	13:00~	三田いきいきプラザ

## <別紙 2> [政治の現況について](#)

### (1) 主なニュース一覧 (2020/4/21-20/5/20)

- \* 新型コロナ緊急事態宣言 5 月 31 日まで延長 (2020/5/4)
- \* 検察庁法改正法案、自公・維新が審議強行。他野党は欠席 (2020/5/8)
- \* 「#検察庁法改正案に抗議します」ツイッターで抗議の声 900 万件 (2020/5/12)
- \* 原子力規制委、六ヶ所 (核燃料) 再処理工場新基準「適合」判断 (2020/5/13)
- \* 政府、新型コロナ 39 県の緊急事態宣言を解除 (2020/5/15)
- \* 元検事総長ら検察 OB が検察庁法改正案に反対意見書提出 (2020/5/15)
- \* 元特捜部長ら 38 人も検察庁法改正案に反対意見書提出 (2020/5/18)
- \* 安倍首相、検察庁法改正案に対する世論反発受け今国会強行成立を断念 (2020/5/18)

## (2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

### ① 東京新聞 2020年4月28日 ※ニュース記事

#### コロナで非正規労働者26万人減 下落幅は過去最大に

総務省が28日発表した3月の労働力調査では、全就業者数のうち、パートやアルバイトなど非正規労働者は2150万人となり、前年同月比で26万人減った。比較可能な2014年1月以降で下落幅は過去最大。新型コロナウイルスの感染拡大による休業や営業時間の短縮、消費低迷で雇用の場が縮小し、非正規労働者が雇用の調整弁とされている実態が浮かんた。

全就業者数は前年同月と比べて13万人増の6700万人と87カ月連続で増えたものの、増加幅は3カ月連続で減少。業種別にみると、製造業24万人、宿泊業・飲食サービス業14万人それぞれ減ったのに対し、医療・福祉関係などが増えた。(共同)

### ② 東京新聞 2020年5月13日 ※ニュース記事

#### 青森・六ヶ所村 核燃再処理 新基準「適合」 規制委了承 稼働は見通せず

原子力規制委員会は13日の定例会合で、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)の事故対策が新規基準に適合しているとする「審査書案」を了承した。本格稼働の前提となる新基準に事実上適合した。今後、一般からの意見公募や経済産業相への意見照会などを経て、正式適合となる。

再処理工場では、原燃の使用済み燃料から、再利用できるプルトニウムやウランを取り出す。燃料を繰り返し使う国の「核燃料サイクル政策」の中核施設とされ、適合は稼働に向けた一歩となる。ただ、適合後も設備の工事計画の審査が続くため、稼働時期は見通せない。

核兵器に転用可能なプルトニウムの大量保有は国際社会から懸念を招きかねず、工場が完成しても、どれほど稼働できるかは不透明だ。

原燃は2014年1月に審査を申請した。耐震設計の目安となる揺れ(基準地震動)を最大加速度700ガルと想定。海拔55メートルにあり、津波の影響は受けないとした。再処理の工程で発生する溶液や廃液が蒸発し、放射性物質が拡散する事故などに備え、冷却設備や電源を強化したとしている。

13日の会合では、規制委事務局の担当者が審査内容を説明し、5人の委員がそれぞれ重大事故対策などについて問いただした。最後に更田豊志(ふけたとよし)委員長が「審査結果に異存はないと考えてよいか」と問い掛け、委員から異論は出なかった。

### ③ 東京新聞 2020年5月13日 ※ニュース記事

#### <#ウォッチ 検察庁法改正案>

#### 定年延長問題ツイッター投稿 あふれる抗議#900万件

検察幹部の定年を政府が延長できるようにする、検察庁法改正案への抗議の声が止まらない。会員制交流サイト(SNS)のツイッターでは9日以降、「#検察庁法改正案に抗議します」というハッシュタグ(検索目印)を付けた投稿が相次ぎ、類似のハッシュタグも含めて12日夕時点で900万件前後に及んでいる。(梅野光春、神谷円香)

8日夜に最初に投稿を始めたと言われるのは東京都内の30代の女性会社員。「政府が気に入らない人は、罪がなくても裁かれるということが起きる予感」がして、反射的にツイートをしたという。

アカウントは家族や友達には知らない、フェミニスト仲間との連絡用。仲間に伝われば、と思ったハッシュタグはまたたく間に広がった。「今は政治が私たちを監視している感じがして。私たちが政治を監視する、動かすんだ、と思い出してほしい」と訴える。

この投稿を受け、著名人の投稿も相次いだ。人気バンド「いきものがかり」の水野良樹さんや、歌手のきゃりーぱみゅぱみゅさん(後に投稿を消去)、演出家の宮本亜門さんらも声を上げた。12日も類似のハッシュタグが、ツイッター上の注目度を表す「トレンド」で国内トップとなった。

「件数がどんどん増えるのを見て『これはステイホームデモだ』と思った」。自身も投稿したタレントのラサール石井さんは、電話取材にこう話す。「誰もが習った『三権分立』の力関係がおかしくなる法改正。外出自粛中で国会前に集まるわけにいかないけど、みんな自宅でスマートフォンを見ているし、簡単に投稿できるから、広がったと思う」

これまで団体の自衛権の行使を容認する安全保障法制に街頭デモなどで反対してきた「明日の自由を守る若手弁護士の会」の早田由布子事務局長は「安保法制や共謀罪など、安倍政権が進めてきた政策への不満が少しずつたまっていったことの表れ。SNSにとどまらず、国会内の動きにつながれば」と話す。

ニュースサイト編集者の中川淳一郎さんは「リベラルな著名人に加え、きやりーぱみゅぱみゅさんや、水野良樹さんらが投稿したのは意外だった。芸能人が政治に口を出してもいいという風潮ができたのかもしれない。こうした広がりや、普段は政治的な投稿に関心のない層にも響いたのではないか」とみている。

改正案では、検事長などの幹部ポストに 63 歳で退く役職定年制を導入。しかし政府が認めれば最長で 3 年間、その役職にとどまれる特例も盛り込み、「政権に都合のいい幹部を残すなど、検察の独立性を脅かす可能性がある」と指摘されている。

#### ④ 朝日新聞 2020 年 5 月 15 日 ※ニュース記事

##### 元検察トップら、反対意見書を法務省に提出 検察庁法案

松尾邦弘・元検事総長（77）ら検察 OB が 15 日、政府の判断で検察幹部の定年延長を可能にする検察庁法改正案に反対する意見書を法務省に提出した。法改正について「検察人事に政治権力が介入することを正当化し、政権の意に沿わない検察の動きを封じ込めることを意図している」と批判。定年延長を認める規定の撤回を求めた。

意見書は、ロッキード事件の捜査経験者ら 14 人の検察 OB の連名。複数の元検事長も含まれており、元検察トップらが政府提出法案に対し、公然と反対する行動を起こすのは極めて異例だ。「心ある国民すべてが改正案に断固反対の声を上げて、阻止する行動に出ることを期待してやまない」としている。

意見書では、黒川弘務・東京高検検事長（63）の定年延長の閣議決定を「違法だ」と指摘。「定年を超えての留任という異常な状態が続いている」とした。その上で、改正案は「違法な決議を後追いで容認するものだ」と指摘。閣議決定から改正案提出の一連の動きは「検察の組織を弱体化して時の政権の意のままに動く組織に改変させようとするものであり、看過できない」と厳しく批判した。

松尾氏は 1968 年に検事任官。ロッキード事件では贈賄側を取り調べた。法務事務次官を経て 2004 年から 2 年間、検事総長を務めた。意見書に名を連ねたのは、堀田力・元法務省官房長や、村山弘義・元東京高検検事長、杉原弘泰・元大阪高検検事長、五十嵐紀男・元東京地検特捜部長ら。（加藤あず佐）

#### ⑤ 朝日新聞 2020 年 5 月 18 日 ※ニュース記事

##### 首相、検察庁法改正案の今国会成立を断念 世論反発受け

幹部ポストを退く「役職定年」の年齢を過ぎても政府の判断で検察幹部にとどめられるようにする検察庁法改正案について、安倍晋三首相は 18 日、今国会での成立を断念した。同日午後、自民党の二階俊博幹事長らと首相官邸で会談し、改正案をめぐる「国民の理解なくして前に進むことはできない」との認識で一致した。一般の国家公務員の定年年齢を段階的に引き上げるなど抱き合わせにしたすべての改正案を、次の国会以降に先送りする。

改正案は、現在 63 歳の検察官の定年（検事総長は 65 歳）を段階的に 65 歳に引き上げ、併せて役職定年を導入することが柱。役職定年には、検事総長や次長検事、検事長は内閣が、検事正は法相が必要と判断すれば、最長 3 年とどまれる特例が盛り込まれており、政権にとって都合の良い幹部だけを、ポストにとどめられる恣意（しい）的な運用ができる余地があるとの指摘があった。

ツイッター上では、俳優や歌手ら著名人からも「#検察庁法改正案に抗議します」という投稿が相次いだほか、元検事総長を含む検察 OB からも反対する意見書が 15 日に法務省に出されていた。

こうした世論の反発を受け、政府高官は 18 日朝、「今国会で成立しなくても困るものではない」と語った。自民党関係者も「検察庁 OB の反発で官邸内の風向きが変わった」と話した。

安倍首相は、新型コロナウイルス対応で必要となった 2 次補正予算案を 27 日をめどにとりまとめる指示をしており、改正案の成立を強行すれば、予算案の国会審議への影響が避けられないと判断した。自民党幹部は見送りの理由について「新型コロナのさなかに国論を二分するのは良くないということだ」と話した。

#### ⑥ 朝日新聞 2020 年 5 月 18 日 ※ニュース記事

##### 検察庁法改正案は「必要」 政府、次期国会で成立めざす

政府・与党は 18 日、検察庁法改正案について今国会での成立を断念することを決めた。幹部ポストを退く「役職定年」の年齢を過ぎても、政府の判断で検察幹部にとどまれる規定の新設が、ツイッター上などで強く批判されていた。ただ、次期国会で同法改正案の成立をめざす姿勢は崩していない。

新型コロナウイルス対応の給付金など、世論の批判の広がりを受けて政府が方針転換する例が続いている。安倍政権の基盤が揺らいでいるとの見方が与党内からも出ている。

安倍晋三首相は同日午後、自民党の二階俊博幹事長を首相官邸に呼び、改正案の成立見送りについて協議した。首相の意向を受けて自民、公明両党の幹事長、国会対策委員長が急きょ会合し、今国会の成立をあきらめ、継続審議で次期国会に送ることを決めた。抱き合わせで国会に提出した法案も合わせて継続審議とする。

18日夜、首相官邸で記者団の取材に応じた首相は「国民の理解なくして前に進むことはできない。批判にしっかりと応えていくことが大切だ。これからも責任を果たしていきたい」と述べた。15日夜の時点では「政策の中身、ファクトではなく一時的にイメージが広がるが、時間がたてば『事実と違ったな』と理解頂けると述べ、改正案の成立に意欲を示していた。だが、朝日新聞社が16、17日に行った緊急の全国世論調査（電話）では、改正案への「反対」が64%と、「賛成」の15%を大きく上回り、内閣支持率は41%から33%へと急落した。高まる批判を前に首相は断念に追い込まれた。

首相は新型コロナウイルス対応のための2次補正予算案を27日にもまとめ、今国会で成立させる意向だ。同法改正案で強行採決などに踏み切ることになれば、予算案の審議に影響が出るとも判断した。自民党幹部は「新型コロナのさなかに国論を二分するのは良くない」と話した。

検察庁法改正案は、現在63歳の検察官の定年（検事総長は65歳）を段階的に65歳に引き上げ、併せて役職の定年を導入することが柱。内閣や法相が必要とすれば、検事総長や次長検事らが最長3年とどまれる特例があり、政権の都合のよい幹部だけを残す恣意（しい）的な運用ができる恐れがあると指摘されていた。政府は既に、国家公務員法の解釈変更で東京高検の黒川弘務検事長（63）の定年延長を決めており、黒川氏の件を「後付け」で正当化する改正案だとの批判も浴びていた。

大型連休明けに国会で本格的な議論が始まった後、ツイッター上で、俳優や歌手ら著名人からも「#検察庁法改正案に抗議します」という投稿が相次いだほか、元検事総長ら検察OBも反対する意見書を法務省に出していた。

政府・与党の方針転換を受け、立憲民主党などの野党側は15日に提出した武田良太・国家公務員制度担当相の不信任決議案の取り下げを決めた。

ただ、政府は「必要、そして重要な法案」（菅義偉官房長官）との認識は変えていない。次期国会でも法案の修正や撤回はせず、役職定年の特例を適用する基準をわかりやすく示すことで国民の理解を得たいとするが、野党側は今後も特例削除などを求める方針だ。立憲の枝野幸男代表は「恣意的な役職定年の延長ができる仕組みは、切り離してやめさせるという最終ゴールに向けて、さらに頑張っていきたい」と語った。（檜崎貴司）

---

## <別紙3> [緊急警告第042号 「検察庁法改悪案を廃案にせよ」](#)

### 「#検察庁法改正案に抗議します」

1人の女性のSNSによる#（ハッシュタグ）付きのつぶやきが、瞬く間に数百万のツイートに拡散し、新型コロナ禍でデモや集会ができない中、ネットデモが形成され、国民的なうねりとなって、検察庁法改悪案の通常国会での成立を政府に断念させた。

何故これだけ多くの国民が抗議したのか。SNSで抗議した俳優、井浦新氏の次の言葉が象徴している。

「もうこれ以上、保身のために都合よく法律も政治も捻じ曲げないで下さい。この国を壊さないでください」

「モリ・カケ・桜」に代表される政治の私物化、虚偽答弁、文書の隠蔽・改竄・廃棄、安倍一強で何も言えない与党政治家と忖度官僚の増殖。そんな中、またぞろ出てきた自らの保身のための黒川検事長定年延長と検察庁法改悪問題。国民はいい加減嫌気がさしており、SNSでの拡散が引き金になり、元検事総長ら検察OBによる反対表明も相まって、世論の大きなうねりが生まれ、法案成立を断念させたのである。

コロナ禍で国民生活が大打撃を受けているさなか、安倍政権が準司法官として司法の一翼を担う検察官の独立性を損ないかねない定年延長に関する検察庁法の改悪案を国会に提出。不要不急なこの法案を成立させたい安倍政権の狙いは、今年1月、勝手に法律解釈を変更して、官邸の守護神と言われる東京高検黒川検事長を定年延長させ、これを後付けで正当化するためと言われている。

(検事長定年延長の違法性の詳細は、当会「緊急警告 037 号」を参照されたい)  
黒川検事長の定年延長は、国家公務員法・検察庁法違反であると同時に、憲法 41 条と 73 条にも抵触している。

**憲法 41 条：**国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

**73 条：**内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一、法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

四、法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

現行検察庁法で検察官の定年年齢が明記されているにもかかわらず、内閣が唯一の立法機関である国会の承認もなく、勝手に解釈変更することは、憲法上許されない行為である。

黒川検事長問題がくすぶるなかで国会に提出されたのが検察庁法改悪案。

検察官は確かに一般職の国家公務員ではあるが、刑事事件の捜査・起訴権限を有する特別な職務であり、採用、報酬、定年等身分に関わることは検察庁法で定められ、準司法官としての独立性が保障されている。時の政権の恣意的人事で独立性を毀損する可能性のある幹部の定年延長規定が設けられることは許されないのである。

問題となった条文概要は次の通り

- ・検事長、検事正などの幹部は 63 歳で役職を降り、平の検事に戻る。ただし、**検事長は内閣、検事正は法務大臣が必要と認めた場合、役職を最長 3 年間続けることができる。**

成立断念の直後に明るみになったのが、黒川検事長自身の不祥事。

緊急事態宣言下、政府が国民に外出自粛、3 密回避を強いる中、なんと 3 密の典型である賭け麻雀に興じたことが発覚。常習性や深夜帰宅時にハイヤーを供されていたことも明らかになった。「重大かつ複雑・困難な事件の捜査指揮のため、余人をもって代えがたい人物」のはずがこの体たらく。安倍首相、森大臣の嘘がまた白日の下にさらされた。

黒川検事長は、賭け麻雀を認め辞職したものの、法務省の処分は訓告。人事院の懲戒規則に反して、極めて生ぬるい処分で、国民の理解は到底得られない。処分にも官邸の意思が働いている可能性がある。

安倍首相は、黒川検事長定年延長は法務省が決定し、閣議請議したから承認した、検察庁法の定年延長規定案も法務省が盛り込んだものとし、すべてを法務省・検察当局の責任にする魂胆だが、いずれも安倍政権がすべて線を引き法務省に指示して、一本の線で繋がっているものである。そして未だに、解釈変更は正当に行つたとうそぶき、検察庁法改悪案も廃案になっていない。結局まだ何も解決していないのである。

首相の「閣議決定した責任は自分にある」との言葉も、過去に一度として責任を取ったことがない、極めて軽い言葉だ。

660 人も弁護士や学者が首相本人を告発した「桜を見る会前夜祭」の政治資金規正法違反問題や、河井元法務大臣夫妻の公職選挙法違反事件、カジノ汚職事件などを抱える安倍政権にとって、官邸の守護神と言われる黒川氏を何とか検事総長に、との悪たくみはあえなく頓挫した。こんな悪事は決して許されてはならないのである。

検察はいずれの事件も付度なく捜査し、特に「桜を見る会」については、立件・起訴すべきである。黒川検事長の不祥事で傷ついた検察の名誉回復のために。

最後に、検察庁法改悪案に対して声を上げた検察 OB の言葉を紹介したい。

**「安倍政権の勝手な法解釈変更や国会軽視は、フランスのルイ 14 世の言葉として伝えられる『朕は国家なり』との中世の亡霊の様な言葉を彷彿とさせる姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいる。」**

安倍政権の本質をつき、言い得て妙だ。

一連の検察官の問題で明らかになったのは、またしても政治の私物化と嘘の答弁、そして黒川検事長定年延長にかかわる文書の偽造疑惑である。

もうこれ以上、安倍政権に政治と民主主義を破壊させてはならない。

検察庁法改悪法案は廃案にせよ!

(2020 年 5 月 22 日)



## <別紙 4> [憲法記念日アピール「2020 憲法記念日に想う」](#)

珍道世直

(集団的自衛権行使容認閣議決定・安保法制違憲訴訟上告人)

2020年5月3日は、憲法が施行されてから73周年になる。いつも繰り上げられる護憲派・改憲派の大規模集会等は、コロナウイルス感染防止のため、中止または一部縮小して、主にオンライン集会となった。

### ■ 安倍総理 9条改憲に執念

安倍総理は、オンライン集会を開いた改憲派の民間団体にメッセージを寄せ、自衛隊を憲法に明記することについて、『憲法改正への挑戦はたやすい道ではないが、成し遂げていく決意に揺らぎは全くない』と、改めて強い執念を燃やした。

### ■ 9条改憲に係る全国世論調査

憲法記念日に向けた全国世論調査によれば、朝日新聞では、「憲法9条を変えるほうがよい27%。変えないほうがよい65%」。共同通信では、「9条を改正する必要がある49%。改正する必要はない47%」。読売新聞では、「9条第1項（戦争放棄）を改正する必要がある13%。必要はない83%」、「9条第2項（戦力不保持など）を改正する必要がある43%。必要はない52%」となっている。

### ■ 9条は壮絶な命の犠牲の上に

憲法9条は、第2次世界大戦で2200万人の戦死者、3400万人の負傷者という想像を絶する多くの人々の尊い血と命の犠牲の上に打ち立てられました。人類の犯した最も大きな過ち、最も恐ろしい残虐行為の反省と悔悟のうちに打ち立てられました。

### ■ 9条改憲のもたらすこと

この9条を改憲することは、

- ① 先の多くの人々の尊い血と命の犠牲を無駄にすることになります。
- ② 悲惨な戦争体験から学んだ「戦争放棄」という人類の英知を放棄することになります。
- ③ 日本は戦後50年の節目に、アジア・太平洋諸国に対し、日本が行った過去の戦争について、「侵略戦争、植民地支配であった」と謝罪しましたが、その謝罪を取り消すことになります。
- ④ 9条を明文改憲するというだけで、諸外国に不安と緊張をもたらし、平和に逆行します。
- ⑤ 日本が戦争のできる国になります。

憲法9条は、「日本の宝・世界の宝・人類の宝・世の光」です。憲法9条を持ち、唯一の戦争被爆国である日本こそが、戦争のない世界づくり、核兵器のない世界づくりの先導国になるべきではないでしょうか。

### ■ 安保法制で違憲な自衛隊に

今の自衛隊は、違憲な安保法制によって、「海外での武力の行使、集団的自衛権の行使（交戦権の行使）」ができる自衛隊になっています。9条1項（戦争放棄）、2項（戦力不保持、交戦権の否認）をそのままにして、交戦権を行使できる今の自衛隊を明記することは、1項・2項と全く相反し、法制上大きな矛盾を生じさせ、認められるべきではありません。

### ■ 安倍改憲案は9条を無効化

加えて、安倍改憲案は、「前条の規定は（9条1項・2項のこと）、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、…自衛隊を保持する」となっています。

平和と安全のために自衛の措置をとることは、9条の制約を受けないというものです。

しかし、日本が行ってきた過去の戦争は、全て「平和」「自衛」の名のもとに行われました。

清国の従属国であった朝鮮を日本の勢力下におさめようとして起こした日清戦争の「清国に対する宣戦の詔勅（天皇のことば）」は、「東洋の平和のため」でした。朝鮮と満州の支配権を争って行われた日露戦争の「露国に対する宣戦の詔勅」は「東アジアの平和のため」でした。日中戦争勃発時の「帝国政府声明」は、「居留民の保護と自衛のため」でした。そして、太平洋戦争における「米英に対する宣戦の詔勅」は、「世界の平和と自存・自衛のため」でした。

平和と安全のために自営の措置をとると言えば、何でもできることになり、9条の規定は、あつてなきものに等しく、9条は完全に無効化してしまいます。

私たちは、過去の歴史の教訓から、このような改憲を許してはならないと考えます。

## ■ 9条改憲を許さない

日本は、戦後 75 年間戦争をしないできました。日本が今後、不戦 100 年、不戦永久の国家としての道を歩むために、憲法 9 条を国に守らせる、9 条改憲を許さないことが、極めて重要だと思います。そのために、私ども一人一人が自分の置かれた立場の中で、何らかの行動をすることが求められているのではないのでしょうか。コロナで行動が自粛されている時ではありますが、その中で、できることを。

今こそ、黙ってはいけな、行動する時だと思います。

---

## <別紙 5> 後藤富士子弁護士よりのブログ投稿紹介 (3 本)

### (1) [「法の支配」と「在野精神」——『私が愛する世界』を読んで](#)

弁護士 後藤富士子

#### 1. 米最高裁判事ソニア・ソトマイヨール

2009 年、オバマ大統領により最高裁判事に任命されたソニア・ソトマイヨールは、初のヒスパニック系で、しかも女性。2018 年 10 月に邦訳刊行された『私が愛する世界』は、彼女が連邦地裁判事に任命されるまでの回顧録である。

彼女は、1954 年、プエルトリコ出身の両親のもとニューヨークに生まれた。幼少時より若年糖尿病を患い、8 歳にして毎日自分でインスリン注射を打っていた。アルコール依存症だった父を早くに亡くし、母と弟との暮らしは決して恵まれたものではなかった。自らが十分な教育を受けられなかった母は、2 人の子どもの教育には熱心で必要な資金を無理してでも工面した。そのかいあって、ソニアは、76 年プリンストン大学を最優等で卒業し、イエール大学法科大学院に進み、79 年に卒業するとニューヨークの地区検事局に就職した。その後、民間法律事務所に勤務し、92 年から 98 年までニューヨーク州の連邦地裁、98 年から 2009 年まで控訴裁判所で判事を務め、最高裁判事になった。

#### 2. 検事助手ソニア

彼女が最初に「検事助手」？からキャリアをスタートさせたのは、自らの初心を思い出したからだという。弁護士の仕事に興味をもったのはテレビドラマ『ペリー・メイスン』だったというが、そこで言う「弁護士」は、日本のそれとは意義が異なるように思われる。彼女によれば、法廷は「一つの部屋の中で正義を追求する機会」である。そして、彼女の視線は『ペリー・メイスン』のドラマにおいてさえ「判事」に向けられており、キャリアを積む中で目標が「判事」に発展していくのである。

新米検事助手として二番目に担当した事案は、法律扶助協会の新米女性弁護士ドーンが担当する、妻に対する暴行事件。問題は量刑であり、判事が「1 年の実刑」を示したとき、弁護人が青ざめただけでなく、ソニア検事助手も「何かとんでもないことをしたのではないか」と青ざめた。30 歳を過ぎた被告人は、それまで一度も逮捕されたことはなく、実刑になれば失業して妻を含む家族が路頭に迷うのである。ソニアは、彼を刑務所に送ることは家族にとってマイナスであることを認め、もし弁護人が家庭内暴力に対する必要な措置プログラムを講じて、被告人が定期的にそれに参加し、妻がそれで問題ないことが保証されるのであれば、執行猶予で満足すると事前には予定していなかった意見を陳述し、判事も「それならば、そういう措置を探すように」とドーンに命じた。なお、ソニアが証人として召喚した妻は出頭しなかったが、後に、裁判の日に病院で中絶手術を受けたことを知る。

また別の事件で、ドーンに助けを哀願された。ドーンの依頼人は、ずっと収容施設で過ごしていたが、喧嘩である男を殺して 20 年刑務所暮らしをした。仮釈放の際に彼が受け取った唯一の支援はバスの回数券。不器用で仕事を見つけることもできず、それが泥棒であることも知らずに、廃屋となったビルから銅管を抜き取って売り糊口をしのいでいた。仮釈放の条件は、たとえ軽いものでも 1 度の違反で刑務所に送られるというもの。ソニアは、ドーンが求める、試験的に手続を止める ACD（訴状却下の意思留保：一定期間起訴猶予となりその期間が経過すれば訴状は却下される）を認め、彼を就業プログラムに就けた。もし 6 か月間、問題がなければ発表は却下される。2 年後にソニアの前に現れた彼は、仕事を見つけ管理職にまで昇格していた。恋人と結婚し、息子が 1 人いて、2 人目が生まれるという。

いずれの事件でも、検事としての「職務上の役割」も、当の検事的人間的良心に基づいて処理してい

いのだ、ということを確認させる。そして、そういう具体的な処理も、担当者個人の資質に還元されるのではなく、「当事者主義」「法曹一元」「ACD」等々すべてが司法制度の基礎の上にあることに思い至るのである。

### 3. 法律家の共通基盤としての司法制度

ソニアとドーンは、互いに親友になった。ドーンは、生まれながらの公共の弁護士で、下層の人々への支援は、権力に対する不信に根ざしていた。一方、ソニアは、根っからの検事で、規則の権化であった。システムが機能していないとすれば、それと闘うのではなく、修正すべきだと考える。ソニアは、司法のプロセスを信頼し、公正に行われるならば、その結果がどうであれ受け入れることができた。そして、確かに貧しい人々や少数派が犯罪の犠牲になることが多すぎることは知っていたが、この対抗関係のプロセスを階級間の衝突の別名とみることには反対だった。

また、法曹界の内外に共通してみられる、検事と弁護士はそもそも生来の敵同士だという意見に、ソニアは反論する。両者はより大事な目的を求めて、異なる役割を果たしているにすぎない。それは、「法の支配」の実現であり、役割は相反していても、その存在は法の判断が両者に受け入れられることを前提としている。両者が自分に都合がいいような目的の上位にある、調和のとれたシステムがなければ、最終的に被告も社会も満足しないのだということを確認し、強調しているにすぎない。法律の実務には理想主義の居場所があるのであり、それがこの職業に就く動機となっている。そして、それは疑いなく、私たち法律家の何人かを判事にさせる、とソニアは言う。ちなみに、アメリカでは「ロイヤー」というのは弁護士のことであり、検事は（ソニアはニューヨーク州の）市民の代表である。

ソニアの述懐は、アメリカの司法制度の枠組を端的に示している。そのシステムを動かしている法律家は、役割が形式的に対立する弁護人と検事という「立場」であっても、「法の支配」の実現を目的とする対等な存在である。そこには、日本の弁護士が金科玉条のように振りかざす「在野精神」は影もない。そして、判事は、理想主義的司法システムにおける「判断者」として、そういう当事者法曹の中から選ばれるのである。この、司法制度における法曹制度こそが「法曹一元」なのである。それは、「在野法曹」である弁護士が裁判官になることではない。むしろ、「在野精神」を払拭しなければ、司法の目的である「法の支配」の実現のために存在することはできないのである。

(2020・5・11)

## (2) 「社会は存在する」とジョンソン英首相

朝日新聞 5月9日の「多事奏論」によれば、ジョンソン英首相は、コロナに感染して自己隔離中の3月末、ビデオメッセージで「今回のコロナ危機で、すでに証明されたことがあると思う。社会というのは、本当に存在するのだ」と締めくくった。医療崩壊を避けるために退職した医師や薬剤師らに復職を呼びかけたところ、2万人が応じ、さらに75万人もの市民がボランティアに名乗りを上げてくれたことに感謝して。

「社会は存在する」というのは、サッチャー元首相の「社会など存在しない。あるのは個人とその家族だけだ」という発言のアンチテーゼ。米CNNテレビは、専門家の警告を軽視し対策が遅れた「科学否定主義者の男たち」としてトランプ米大統領やジョンソン英首相を挙げ、それと対比して、「不釣り合いなほど素早く断固として行動した指導者の多くが女性だった」と指摘した(5月11日赤旗)。だが、もしサッチャーが現職だったらどうだっただろうか？英米で死者が多いのも目に付く。

西谷修東京外語大名誉教授は、新自由主義は経済思想というよりも国家統治の思想だという。サッチャー元首相が「社会などというものはない。あるのは家族と国家だけだ」と言ったのが典型的で、人々が結びつき連帯を伴う社会というものが、福祉に対する「依存」を生み出し経済成長を停滞させているという認識で、富む者の自由と貧者の自己責任を説く。そして、社会を個人に分断し、連携意識とか共同性に支えられている関係をすべて解体して、社会を市場に溶解させたのだ(5月8日赤旗)。

今回のコロナ禍は、グローバル資本主義の帰結とも指摘されている。また、ワクチンの開発にも時間がかかるし、短期間で終息を望めない。こうして、感染症による危機から人々の命と暮らしを守るのは、国家ではなく社会にはかならないことを教えられる。

(2020・5・14)

### (3) 「夫婦別姓」と「子の性」——韓国「父姓優先主義」廃止論

「選択的夫婦別姓」論者は、「アイデンティティ」に拘るが、私にはそういう気持が全く湧かない。なぜか？と自問してみると、私の旧姓「松浦」だって、私の「父の姓」であり、拘る理由がない、というに尽きる。もっといえば、「富士子」という名だって、親が適当につけたもので、「アイデンティティ」などと大袈裟な感覚はない。どんな氏名であれ「私は私」というところか。

ところで、5月14日赤旗の報道によれば、夫婦別姓の韓国で、子どもの姓をめぐる「父姓優先主義」の廃止が問題になっている。韓国法務省傘下の「包括的家族文化のための法制改善委員会」は、子どもが父親の姓を名乗る「父姓優先主義」を廃止するため、家族関係登録法などの関連法を迅速に改定するよう法務省に勧告したという。これに対し、法務省は「関連法制の改善案を用意し、女性や子どもの権利・利益の向上と、平等で包括的な家族文化の構築に向け努力する」と応じた。

韓国では、2005年に男性が絶対的に優先されてきた戸主制が民法から削除された。その際、子どもの姓については父親の姓が優先されるのが原則で、例外として夫婦が結婚の際に合意すれば母の姓を名乗ることができるという但書が設けられた。今回の委員会勧告では、原則である「父姓優先主義」を廃止して、例外であった「夫婦の話し合いで子どもの姓を決定する」ことを法定するものである。

こうしてみると、法制度の改革というのは、「例外を認めさせる」というより、「原則を転換する」ことでしか実現しないことが理解できる。とはいえ日本の「夫婦同姓」制度をみればわかるように、父の姓か母の姓かという二者択一では、話し合いで父母双方が真に納得する決定ができるか難しい。むしろ、父母両方の姓を複合する姓の選択肢を用意するのも一案ではなかろうか。いずれにせよ、「姓」を「家族文化」の問題として捉えるユニークさと、それがどのように推移していくのか、興味深く見守りたい。

なお、夫婦別姓の韓国で2005年まで民法に「戸主制」があったことを思うと、日本国憲法24条に基づき「戸主制」が廃止された日本で未だに「夫婦別姓」が原則にならないのは、「棚ぼた憲法」の所因かもしれない。

(2020・5・19)

---

#### <別紙6> 時事川柳

<https://senryu.kanzengoken.com/> (投稿ページ)

<https://senryu.kanzengoken.com/all/> (投稿作品)

- 天ぷらで 一緒にあがった 検事長 (法案をあげるのが仕事と自民国対 5/23) 垂井走行
- 家庭内 暴力よりも ジョギングへ (人の少ない道と時を選んで) 垂井走行
- 布マスク (アベノマスク) 届いた時には 不要物 (5/20) 柳井修功
- コロナ禍が 知事選追い風 出ずっぱり 柳井修功
- 虚偽 隠蔽 改竄 廃棄で 人の死に 曲木草文
- モリ カケ サクラ 逮捕なしよと定年延長 曲木草文
- 付度を 貢いで引いた 検総長 ダメとあきらめ かけマージャン CPU
- 自粛せよ 外には5月の 風が吹く (薫風一過値千金 5/16) 垂井走行
- 飢餓3日 包丁抱いて 市役所へ (給付金10万円の督促) 垂井走行
- 助けなく 明日(あした)はコロナ 関連死 (自殺激増のおそれ) 垂井走行

[目次に戻る](#)